

誰

が守る耕作放棄地



農地が荒れ果て、中には木や小竹が生い茂って山と化し、その多さには想像以上であります。かつて子どもころ田畑として耕されていた美しい田園風景は今や生気を失ってしまっています。

現在、国内の耕作放棄地は38万haとも言われています。

和水町でも、前年度耕作放棄地を調査した結果、面積は490haでした。(町全体農地の18.3%)

その中で、もとに戻すことができるような農地は85ha、残りの405haは山にせざるを得ないような農地でした。今のままでは益々増えることでしょう。

※なぜこのように耕作放棄地が多くなったのか？

理由は様々ですが、「米を作っても農機具代にもならない」「高齢化等による労働力不足」「土地条件が悪い」「農地の受け手がない」等があげられます。

農業従事者の主力を担ってきた世代が高齢化

し、規模縮小や離農が進み、農地を受ける担い手がいなくなっている状況下で、土地条件が悪い農地を中心に、耕作放棄地が増大していると思えます。また平野部へも広がっています。

※耕作放棄地対策

耕作放棄地の増加は、地域の景観を損なうだけでなく、病害虫の温床や有害鳥獣の隠れ場所となる等、近隣の農作物への被害を及ぼし、ひいてはその地域全体の活力にも悪影響を与えます。

さらに、耕作放棄地の増加を放置しておくことは、農業生産の減少による食料自給率の低下や農地の多面的機能の維持増進が困難になるなど、多くの問題の発生につながります。このため耕作放棄地の発生抑制や解消に取り組む必要があります。

※町民の皆様のお知恵を貸して下さい

今後和水町としても耕作放棄地を解消することとは、重要な課題であります。地域の農地農業は

地域で守るしかありません。

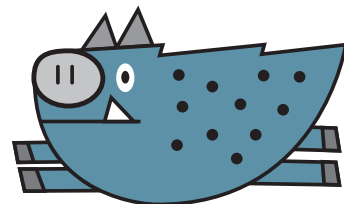
今後、この広報にて耕作放棄地の解消事例等を紹介し、町民の皆様と一緒に解消に取り組んでいきたいと思しますので、皆様のご知恵等ございましたらご提供下さい。

※耕作放棄地とは…過去1年間以上耕作されることがなく、今後も耕作する意思のない農地。遊休農地。



有害鳥獣への被害対策事業の紹介

和水町では近年増加している有害鳥獣(イノシシ)への被害対策を推進するため、農産物への被害対策の事業内容を追加、拡大し対策を行っていきます。詳しいお問い合わせ、お申し込みは本庁経済課若しくは三加和総合支所経済課までお願いします。



■電気防護柵及び防護柵(フェンス)の設置に対する補助

農林作物の被害に対する自己防衛を推進するため、総事業費の30%以内の経費を補助します。補助金額の上限は30万円です。

導入機械の内容、規模は経営面積、拡大計画面積などと整合性があることを根拠とします。

■箱罠の製作及び購入に対する補助

農林作物の被害に対する自己防衛捕獲を推進するため、総事業費の20%以内の経費を補助します。補助金額の上限は1万円です。

ただし「わな猟免許」の所有者に限ります。

■わな猟免許所持者への箱罠の無料貸出し

農林作物の被害に対する自己防衛捕獲を推進するため、無償で箱罠の貸出しを行っています。箱罠の貸出しは1人1基を限度とし、「わな猟免許」の所有者のみ申請を行うことができます。(ただし、数に限りがありますので、先着順とさせていただきます)

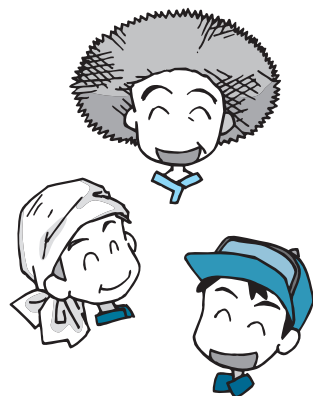
その他貸出しについては一定の規則を設けています。

■有害鳥獣の捕獲

有害鳥獣の被害が深刻で、自己防衛したにも関わらず被害が生じる地域については、地域の猟友会により編成している駆除隊へ、和水町から有害鳥獣の捕獲を依頼します。

その際は、町職員が被害現場を確認した上で駆除隊と協議し、対策が必要と判断された場合、箱罠を仕掛けるなどの対策を行います。

※必ず捕獲できるとは限りません。



問い合わせ先 本庁 経済課 林務耕地係(内線556)/総合支所 経済課 林務耕地係(内線731)